

（所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された条約に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十年一月二十五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された千九百九十二年三月五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 条約第二十五条の規定に関し、「ルクセンブルク法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人」には、二千七年五月十一日の法律の適用を受ける家族資産管理会社を含む。

2 条約第二十八条の規定に関し、条約第二十五条の規定は、両締約国が二千七年五月十一日の法律の適用を受ける家族資産管理会社に関する情報の交換を妨げるものと解してはならない。

本使は、前記の了解がルクセンブルク大公国政府により承認される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の取極を構成するとともに、その取極がこの書簡の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、(i)源泉徴収される租税に関してはその取極の効力発生の日以後に租税を課される額及び(ii)源泉徴収されない所得に対する租税に関してはその取極の効力発生の日以後に開始する各課税年度の所得に適用されるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月十九日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使 西ヶ廣 渉

ルクセンブルク大公国

財務大臣 リュック・フリーデン閣下

(ルクセンブルク側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ルクセンブルク大公国政府に代わって前記の了解を受諾したことを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の取極を構成し、その取極がこの書簡の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、(i)源泉徴収される租税に関してはその取極の効力発生の日以後に租税を課される額及び(ii)源泉徴収されない所得に対する租税に関してはその取極の効力発生の日以後に開始する各課税年度の所得に適用されるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月十九日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国

財務大臣 リュック・フリーデン

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使 西ヶ廣 渉閣下